

平成28年4月1日の法改正により、6項のスプリンクラー設備の設置基準（特に6項イ）が一部改正されました。

つきましては、P388巻末資料4の表を以下のように変更いたします。

[スプリンクラー設備が必要な防火対象物\(PDF\)](#)